

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	個人住民税システム	
行政機関等の名称	白井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部課税課市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税の算定に係る収入や扶養等の情報について、個人住民税を適正に賦課徴収するために利用する。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4電話番号、5口座情報、6世帯情報、7転入情報、8転出情報、9個人住民税賦課情報、10個人番号、11扶養情報、12収入情報、13障害者情報	
記録範囲	賦課期日(1月1日)に市に住民登録のある者、個人住民税の課税がされた者、扶養者	
記録情報の収集方法	本人、市の機関内部、他の行政機関、民間事業者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他の行政機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 行政経営推進課 行政経営デジタル係	
	(所在地) 〒270-1422 千葉県白井市復1123番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	軽自動車税システム	
行政機関等の名称	白井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部課税課市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税に係る所有者情報、使用者情報について、適正に賦課徴収するために利用する。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4電話番号、5口座情報、6転入情報、7転出情報、8障害者情報	
記録範囲	賦課期日(4月1日)に軽自動車税対象車両を所有又は使用している者	
記録情報の収集方法	本人、市の機関内部、他の行政機関、民間事業者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他の行政機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 行政経営推進課 行政経営デジタル係	
	(所在地) 〒270-1422 千葉県白井市復1123番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	固定資産税システム	
行政機関等の名称	白井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部課税課固定資産税係	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の算定に係る資産の所有等の情報について、固定資産税を適正に賦課徴収するために利用する。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4電話番号、5口座情報、6転入情報、7転出情報、8固定資産税賦課状況、9固定資産所有状況	
記録範囲	賦課期日(1月1日)に市内に固定資産を所有する者、納税管理人及び相続人代表者	
記録情報の収集方法	本人、市の機関内部、他の行政機関、民間事業者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の行政機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 行政経営推進課 行政経営デジタル係	
	(所在地) 〒270-1422 千葉県白井市復1123番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	登記履歴管理システム	
行政機関等の名称	白井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部課税課固定資産税係	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の算定に係る登記情報について、固定資産税を適正に賦課するために利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3固定資産所有情報	
記録範囲	市内に登録している固定資産(土地、家屋)を所有する者	
記録情報の収集方法	他の行政機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の行政機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 行政経営推進課 行政経営デジタル係	
	(所在地) 〒270-1422 千葉県白井市復1123番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		